

仕様書

1 委託件名

ねりんピックはばたけ鳥取 2024 鳥取市開催交流大会会場設営業務委託

2 業務概要

ねりんピックはばたけ鳥取 2024 において鳥取市で開催する 5 種目(ゲートボール、サッカー、ボウリング、太極拳、俳句)の交流大会(以下「大会」という)を安全かつ円滑に運営するため、仮設物等の適正配置、参加者の安全な動線の確保等に配慮した会場設営及び保守管理、撤去を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 25 日まで

4 大会の競技日程等

(1) 競技日程

種目名	監督・代表者会議	交流大会日程
ゲートボール	10月19日(土)	10月20日(日)、21日(月)
サッカー	10月19日(土)	10月20日(日)、21日(月)
ボウリング	10月19日(土)	10月20日(日)、21日(月)
太極拳	10月19日(土)	10月20日(日)
俳句	—	10月20日(日)

(2) 競技会場、設営期間、保守・管理期間・撤去期間

ゲートボール交流大会(1会場)

区分	内容
競技会場	ヤマタスポーツパーク多目的広場 (所在) 鳥取市布勢 146 番地 1
設営期間	令和 6 年 10 月 17 日(木) から 10 月 19 日(土) (詳細については別紙工程表参照)
保守・管理期間	設営終了後から 10 月 21 日(月) 大会終了まで
撤去期間	大会終了後から 10 月 23 日(水) まで

サッカー交流大会(5会場)

区分	内容
競技会場	Axis バードスタジアム (所在) 鳥取市蔵田 423 番地
設営期間	令和 6 年 10 月 17 日(木) から 10 月 19 日(土) (詳細については別紙工程表参照)
保守・管理期間	設営終了後から 10 月 21 日(月) 大会終了まで
撤去期間	大会終了後から 10 月 23 日(水) まで

区分	内容
競技会場	鳥取市若葉台スポーツセンター 第1グラウンド (所在) 鳥取市若葉台北二丁目1番地
設営期間	令和6年10月17日(木)から10月19日(土) (詳細については別紙工程表参照)
保守・管理期間	設営終了後から10月21日(月)大会終了まで
撤去期間	大会終了後から10月23日(水)まで

区分	内容
競技会場	鳥取県フットボールセンター若葉台第2グラウンド (所在) 鳥取市若葉台北三丁目8番地18
設営期間	令和6年10月17日(木)から10月19日(土) (詳細については別紙工程表参照)
保守・管理期間	設営終了後から10月21日(月)大会終了まで
撤去期間	大会終了後から10月23日(水)まで

区分	内容
競技会場	用瀬町運動公園多目的グラウンド (所在) 鳥取市用瀬町古用瀬660番地1
設営期間	令和6年10月17日(木)から10月19日(土) (詳細については別紙工程表参照)
保守・管理期間	設営終了後から10月21日(月)大会終了まで
撤去期間	大会終了後から10月23日(水)まで

区分	内容
競技会場	鳥取市殿ダム記念広場多目的広場 (所在) 鳥取市国府町殿46番地
設営期間	令和6年10月17日(木)から10月19日(土) (詳細については別紙工程表参照)
保守・管理期間	設営終了後から10月21日(月)大会終了まで
撤去期間	大会終了後から10月23日(水)まで

ボウリング交流大会（1会場）

区分	内容
競技会場	鳥取スターボウル （所在）鳥取市松並町二丁目 135 番地
設営期間	令和 6 年 10 月 19 日（土） （詳細については別紙工程表参照）
保守・管理期間	設営終了後から 10 月 21 日（月）大会終了まで
撤去期間	大会終了後から 10 月 22 日（火）まで

太極拳交流大会（1会場）

区分	内容
競技会場	鳥取市民体育館エネトピアアリーナ （所在）鳥取市吉成三丁目 1 番 1 号
設営期間	令和 6 年 10 月 16 日（水）から 10 月 19 日（土） （詳細については別紙工程表参照）
保守・管理期間	設営終了後から 10 月 20 日（日）大会終了まで
撤去期間	大会終了後から 10 月 22 日（火）まで

俳句交流大会（2会場）

区分	内容
競技会場	鳥取市文化センター （所在）鳥取市吉方温泉三丁目 701 番地
設営期間	令和 6 年 10 月 17 日（木）から 10 月 19 日（土） （詳細については別紙工程表参照）
保守・管理期間	設営終了後から 10 月 20 日（日）大会終了まで
撤去期間	大会終了後から 10 月 22 日（火）まで

区分	内容
競技会場	鳥取砂丘（吟行会場） （所在）鳥取市福部町湯山 2164 番地 971 ※鳥取砂丘ビジターセンター
設営期間	令和 6 年 10 月 20 日（日）午前 7 時まで （詳細については別紙工程表参照）
保守・管理期間	設営終了後から 10 月 20 日（日）撤去時まで
撤去期間	令和 6 年 10 月 20 日（日）午前 11 時から午後 1 時まで

5 業務内容

- (1) 令和5年度に作成した大会会場の設計図に基づく各会場の図面更新作業
- (2) 大会開催に必要な仮設物等の準備
- (3) 看板装飾のデザイン、製作、設置、保守、撤去
- (4) 仮設物の会場への搬入、設営、配置転換、保守及び管理（仮設トイレ含む）
- (5) 大会終了後の仮設物等の撤去及び処分
- (6) 音響・照明設備の会場への搬入、設営、運用、撤去
- (7) 施設に常設されている備品、物品等の移動、配置転換、保守及び管理
- (8) 委託者支給物等の設営・撤去、保守及び管理
- (9) 大会終了後の会場の原状回復
- (10) 設営及び撤去中の仮設物の安全管理
- (11) 会場事前リハーサルの運営
- (12) 大会報告書用写真データの作成
- (13) 上記業務に必要な関係機関への申請、住民説明及び調整業務
- (14) 協議記録の作成及び定期報告会の実施
- (15) 大会物品保管用倉庫の確保
- (16) その他本業務の実施に必要な業務（監督会議に関する仮設物等の業務を含む。）

6 業務履行体制

- (1) 受託者は、業務責任者を選任し、また各会場責任者及び作業員を必要人数選任すること。
- (2) 「6 業務履行体制」の(1)について、業務履行体系図（組織図）及び緊急電話連絡体制図を作成し、委託者に報告すること。

7 図面更新作業

委託者が保有する大会会場設計図（会場全体図、諸室図、仮設物設計図等）について、大会準備経過で生じた変更点を踏まえ、委託者と協議の上、更新作業を行い設営に係る図面等を完成させ、提出を行うこと。図面等の作成においては、PDF形式で表示可能なものとする。

なお、更新作業が完了した大会会場設営図については、委託者が別途定める日までに、以下により提出すること。

- (1) 紙媒体 3部
- (2) 電子媒体 2枚（PDF形式のデータをDVD等に記録したもの）

8 仮設物等の仕様

- (1) 仮設物等の仕様及び数量は、大きさ及び性能・機能等において設計図書記載のものと同等品以上のものとする。なお、指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が用意する仮設物等は、全て会社名等を明記し、施設備品及び委託者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 受託者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等ないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、委託者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。

- (4) 看板及び歓迎装飾物は、1回以上の校正を行い、設置場所や設置方法を委託者と協議のうえ、取り付けに必要な材料を受託者が用意して設置すること。
- (5) 「ねんりんピックはばたけ鳥取 2024」大会に係る各種デザイン等の仕様にあたっては、ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 実行委員会が策定した「ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 ロゴ等使用取扱要綱」及び「デザインガイドマニュアル」等を遵守すること。

9 施設管理者、その他関係機関への手続き及び住民への周知

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の設営業務がスムーズに実施できる環境を整えること。

また、必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ委託者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出及び申請に伴う費用（手数料等を含む）は受託者の負担とする。

また、交流大会会場設営、運営、撤去にかかる車両の通行等について、周辺住民に対し説明が必要な場合は、受託者がその業務を代行すること。

10 現場管理

受託者は、設営着手から撤去終了までの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる業務責任者又は会場責任者を各会場に最低1名常駐させ、円滑かつ安全で効率的に業務を遂行すること。

11 設営・撤去

- (1) 設営については、更新された設計図等により行い、委託者、各施設管理者及び各競技主管団体等と十分協議したうえで実施にあたること。また、必要に応じて詳細設計図を作成すること。
- (2) 設営について委託者と協議したうえで設計図等の変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。図面等の作成においては、PDF形式で表示可能なものとする。
- (3) 施設に常設されている備品、物品等または委託者支給物等を使用する場合は、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行うこと。
- (4) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイト、または杭木等堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。また、既存の状態では設置不可能な場合は、委託者と協議のうえ、破損のないよう養生を施すこと。
- (5) 仮設物等の設置完了から撤去までの間、荒天時、夜間及び緊急時を含め、仮設物等を適切に保守管理し、円滑に大会が運営できるようにすること。
- (6) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託事業者がある場合、事前に工程調整を十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (7) 競技会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
- (8) 設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受託者の負担とする。
- (9) 設営及び撤去に際しては、工法の工夫や防音対策の実施により、騒音や振動による周辺住民への影響に十分配慮すること。
- (10) 設営及び撤去業務完了後、速やかに委託者に報告し、委託者の確認を受けること。

- (11) 受託者は、会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。
- (12) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。
- (13) 設営及び撤去期間に係る仮設物等は、受託者の責により管理すること。

12 保守・管理

- (1) 受託者は、設営後から撤去までの期間中、設営した仮設物等の適正な保守管理を行い、円滑に大会が運営できるようにすること。OA機器等の接続にあたっては、電気の容量等を考慮し、確実に稼働するよう設営及び保守管理を行うこと。
- (2) 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて仮設物等の移設や修理、必要な消耗品や燃料（発電機用燃料等）の交換及び補充等を速やかに行うこと。（仮設トイレの清掃、トイレトーパーの補充も含む。）これに伴う費用については、委託者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。
- (3) 荒天により、継続して設営が困難であると判断した場合は、委託者と協議のうえで速やかに撤去を行い、天候の回復を待って委託者の指示により再度設営をすること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (4) 保守・管理に従事する者は、委託者が貸与するIDカードを着用すること。
- (5) 受託者は、各会場最低1名保守に専念するものを配置すること。

13 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

(1) 安全対策

- ア 選手・監督、大会関係者、一般観覧者及びその他施設利用者の安全を第一とし、履行場所及びその周辺の混雑等を可能な限り予測し、対策を施すこと。
- イ 仮設物等について、事故等が発生しないよう設営期間は日中及び夜間において受託者の管理において安全対策を適切かつ確実に施すとともに、適宜巡回して保守管理にあたること。万一、異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、修理等の適切な措置を施すこと。

(2) 履行場所の管理

- ア 従事者等の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。
- イ 設営撤去期間中の施設への立ち入り及び作業車両の進入等は、委託者の指定する場所から行うこと。開錠を要する箇所は、作業終了後施錠管理を徹底するとともに、その他作業中に一般車両の進入等が予測される箇所については、その都度施錠し、履行場所の管理を行うこと。

(3) 交通法規の遵守

- ア 受託者の業務に用いる車両を会場内に駐車できないときは、受託者の責任において適切な駐車場を確保すること。
- イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。

(4) 既存施設等の保護対策

- ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
- イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。

ウ 搬入・設営、保守管理及び撤去・処分等に誤って既存施設に損傷を与えた場合、受託者は自己の責任において委託者が指定する期限までに現状に復旧すること。なお、自然災害（激甚災害を除く）が原因で仮設物等が既存施設に損害を与えた場合も同様とする。

(5) 消防防災対策

大会開催及び運営に必要な仮設物等の整備にあたり、避難経路等の確保及び消火器配置等の消防防災対策に十分配慮すること。

(6) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損等、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。

(7) 臨機の措置

受託者は、災害又は事故の発生が予測される場合等、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急でやむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(8) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失または第三者への事故等が発生した場合は、全て受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損またはいたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき理由によるものを除き、委託者は責任を負わないものとする。

(9) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

14 法令・条例等の遵守

受託者は、本業務の履行に関係する法令・条例等を遵守すること。

15 提出書類

受託者は次の書類を委託者に提出しなければならない。各書類等の提出期限については、別途委託者が指定する日とする。

(1) 契約締結後

ア 契約金額内訳書

イ 業務着手届

ウ 業務工程表

エ 業務履行体系図（組織図）及び緊急電話連絡体制図

オ 労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等の加入した保険証書の写し

カ その他委託者が指示するもの

(2) 業務完了後

ア 業務完了通知書

イ 現場撮影写真及び電子データ

(設営前・設営状況・設営後・保守管理状況・撤去状況・撤去後 等)
ウ その他委託者が指示するもの

16 委託料の支払い

- (1) 本業務においては、原則精算払とする。
- (2) 受託者は、本業務の完了検査に合格した後、受託者による適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

17 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本件の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議のうえで受託者の責任において、誠実に履行すること。

- (2) 疑義 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

18 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

- ア 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- イ 再委託などに関わる下請け業者については、鳥取市内の業者とすることを原則とする。ただし、イベント計画・運営に関わる特殊な業務であって、本業務の履行に必要な知識、経験をもつことが必要と判断される場合、市内業者だけは資材・物品調達が困難である場合など、特段の理由がある場合については、この限りではない。その場合、市内業者以外にした理由又はその業者を選定した理由を書面で提出すること。
- ウ 再委託を行った場合、受託者は、再委託先に対し、本契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させなければならない。
- エ 受託者は、再委託先による委託業務の履行について、自らこれを履行する場合と同様の責任を負うものとし、再委託先が前項に規定する義務に違反した場合は、当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、契約の設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(4) 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、鳥取市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することの内容、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、この契約を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守すること。

19 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要の都度、受託者と発注者が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせの実施、議事録及び図面の作成、修正が可能な体制を整えること。
- (2) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、全て委託者に帰属するものとする。また、委託者は成果物のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、また二次利用する権を有するものとする。なお、権利関係については、受託者の責任により処理するものとする。
- (3) 感染症等の社会情勢の変化により、大会の内容等に変更が生じる場合や、大会が中止となる場合には、委託者と本業務委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続きを行うものとする。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、都度両者協議のうえ、決定するものとする。